

秋選管告示59号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成27年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
秋田市東部市民サービスセンター	秋田市広面字釣瓶町13番地3	平成27年12月2日
秋田市上北手児童館	秋田市上北手猿田字苗代沢139番地12	平成27年12月2日
秋田市御所野児童センター	秋田市御所野地藏田三丁目1番3号	平成27年12月2日